

第 37 回日本臨床微生物学会総会・学術集会 公式 SNS 運用規程

第 1 条（目的）

本規程は、第 37 回日本臨床微生物学会総会・学術集会の円滑かつ適正な情報発信を図るため、公式 SNS の運用に関する基本事項を定めることを目的とする。

第 2 条（運用の基本方針）

- 1 本公式 SNS は、本学術集会に係る学術活動、研究成果、関連イベント等の情報を広く学会員に提供することを目的として運用する。
- 2 本公式 SNS は、医療相談、診断または治療指導等を目的として運用するものではない。個別症例や医療行為に関する助言には一切応じない。

第 3 条（発信内容）

- 1 本公式 SNS において発信する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 学術大会、講演会、研究会等の開催に関する情報
 - (2) 参加登録、締切、会場案内等の事務連絡
 - (3) 学会活動に関連する学術情報（受賞等）の周知
 - (4) 会期中の運営連絡、注意事項および当日の案内
- 2 次に掲げる事項は、本公式 SNS における発信対象外とする。
 - (1) 個別症例、臨床判断または治療行為に関する助言・指導
 - (2) 根拠に乏しい情報、推測・噂に基づく情報
 - (3) 特定の個人または団体を誹謗もしくは中傷する内容
 - (4) 営利目的の広告または広報活動

第 4 条（コメント等への対応）

- 1 本公式 SNS に寄せられたコメント、メッセージ等に対し、医学的助言、診断または治療行為に関する回答は行わない。
- 2 個別の研究内容、演題採択の状況その他の個別照会には応じない。
- 3 一般的な問い合わせについては、本学術集会公式ウェブサイトの問い合わせ窓口へ誘導するものとする。

第5条（個人情報及び著作権の取扱い）

- 1 登壇者、会員、参加者等の肖像、氏名、所属等を本公式 SNS に掲載する場合は、原則として事前に本人の同意を得るものとする。
- 2 会場内において撮影が禁止されている区域または媒体に関する情報は、SNS 上に掲載しない。
- 3 第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害する内容の投稿を行ってはならない。

第6条（不適切な投稿等への対応）

- 1 本学術集会は、次の各号に該当する投稿、コメントまたはメッセージについて、投稿者への通知なく削除、非表示、ブロック等の措置を講じることができる。

- (1) 誹謗中傷、差別的表現、暴力的表現を含むもの
- (2) 医療相談、治療指導等の要求
- (3) 虚偽情報の流布、なりすまし等の不正行為
- (4) 営利目的の広告、勧誘行為

- 2 必要に応じて、当該投稿に関する記録を保存し、関係団体または公的機関へ報告することがある。

第7条（情報の正確性）

本学術集会は、本公式 SNS において正確かつ適切な情報提供に努めるものとするが、速報性を有する投稿については事後に内容が変更される場合がある。正式な情報は、本学術集会公式ウェブサイトに掲載する内容を優先する。

第8条（運用体制）

- 1 本公式 SNS の運用は、本学術集会広報担当及び大会事務局が行うものとする。
- 2 必要に応じ、担当委員等が内容の監修を行う。
- 3 本公式 SNS における発信内容に関する最終責任は、本学術集会に帰属する。

第9条（規程の改定）

本規程は、必要に応じて改定することができる。改定後の規程は、本学術集会公式ウェブサイトに掲載して公表するものとする。

附則

本規程は、令和7年11月27日より施行する。